

# 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和7年7月分)

## ○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・インシデント（1件）

|   | 概 要                                                                    | 場 所                              |
|---|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 【異線進入】<br>入場途中に進行信号が取り消され、そのタイミングで発車ボタンが押されポイントが切り替わったことにより、異線進入したものの。 | 桜島栈橋通停留場～<br>鹿児島駅前停留場<br>（2系統上り） |

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

・道路障害（3件）

|   | 概 要                                         | 場 所                             |
|---|---------------------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 【道路障害】<br>相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。    | 一番街入口交差点<br>（2系統上り）             |
| 2 | 【道路障害】<br>相手車が電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため、接触したものの。 | 都通停留場<br>～鹿児島中央駅前停留場<br>（2系統上り） |
| 3 | 【道路障害】<br>相手車が電車の進行先直前で右折進入したため、接触したものの。    | いづろ中央交差点<br>（2系統上り）             |

今回はインシデントにより、市民の皆さまに多大なるご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。  
今後、このようなトラブルを発生させないよう、再発防止に取り組んでまいります。

## ○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの  
（上記を除く）

・該当ありませんでした。

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、  
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。